

# 下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業 補助金交付に係る手引き

令和7年4月

下諏訪町教育こども課こども家庭相談係

## 1. 目的

こどもの健やかな成長を支援するため、食事の提供、学習機会や遊びの提供、および生活相談等の事業(以下「こどもの居場所づくり事業」という。)を実施する団体を、支援するものです。

## 2. 事業内容

町予算の範囲内で補助金を交付します。

## 3. 対象者

次の(1)～(5)の要件をすべて満たす団体とします。

- (1)非営利団体、区、町内会
- (2)会則等、組織運営に関する事項を定めている団体
- (3)こどもの居場所づくり事業又は類似する事業の活動実績がある団体
- (4)3年以上継続して事業運営する意思がある団体
- (5)他の団体や町と必要な連携ができる団体

## 4. 対象事業

次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業とします。

- (1)町内でこどもの居場所を開設、運営する事業
- (2)町内のこどもを対象とした事業
- (3)町内の施設において定期的に実施する事業  
『定期的』とは…1回当たり2時間以上及び概ね週1回以上、または教育機関の長期休み中に週1回以上実施するものです。  
ただし、町長が特に必要と認める場合には、この限りではありません。
- (4)3年以上継続して実施する見込みのある事業

### 【対象とならない事業】

- 営利目的の事業
- 補助金を交付する同一年度内において、町、国、他の地方公共団体、その他民間団体等から、この補助金と趣旨が同じ他の補助金を受けようとする事業または受けた事業
- 政治又は宗教に関わる活動
- 公序良俗に反する事業

## 5. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 6. 補助金の対象となる経費と補助率、限度額について

○補助金の対象となる経費と項目、補助率及び限度額については、以下のとおりです。

対象経費	項目	補助率	限度額
運営費用	報償費(事業協力者謝礼等)	3分の2	年間300万円 ※ただし、参加費等実費徴収した場合は、徴収金額を差し引いた額とする。
	旅費(交通費等費用支弁)		
	需用費(食材費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕料)		
	役務費(通信運搬費、広告料、保険料)		
	使用料及び賃借料(借上料等)		
	備品購入費		
長期休暇中の実施に係る加算	通常の運営以上に係る経費(上記に準ずる)	3分の2	年間100万円
こどもの居場所事業の立ち上げに係る経費	備品購入、施設改修費等	5分の4	年間150万円
地域でこどもを支援するための仕組みづくりの経費	コーディネーターの配置、ニーズ把握のための研修費用等	3分の2	年間50万円

※補助事業の対象となる経費は、国の定める母子家庭等総合支援事業費国庫補助金交付要綱(令和6年4月12日付こ支家第232号こども家庭庁長官通知)に規定する地域こどもの生活支援強化事業の実施に要する経費とします。

## 7. 補助金の交付の流れ

(1) 事業について、町(教育子ども課子ども家庭相談係)へ事前相談をお願いします



(2) 補助金交付申請に必要な書類(①~④)を提出します

① 下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

② 実施計画書(様式第1号の2)

③ 補助金使途計画書(様式第1号の3)

④ その他関係書類(会則など団体の概要がわかる書類 等)



(3) 町が審査を行い、補助金の交付を決定します。(申請者へ「下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書」を通知します。)



**事業実施**



(4) 事業実施完了後、必要書類(⑤~⑧)を提出します。

⑤ 下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業実績報告書(様式第5号)

⑥ 事業実績概要(様式第5号の2)

⑦ 補助金使途報告書(様式第5号の3)

⑧ その他関係書類(活動の様子がわかる写真、活動周知用のチラシ、収支の内訳がわかるもの(レシート、領収書など原本)、など)

※事業実施完了の書類は、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日または交付決定した日の年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。



(5) 町が審査を行い、補助金額の確定をします。(申請者へ「下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書」を通知します。)



(6) 補助金の確定を受けた後、「下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書(様式第7号)」を提出します。

### 【留意事項】

○ 交付決定後、必要な場合は概算払いができます。(交付決定額の 3 分の 2)

※「下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書(様式第8号)」を提出してください。

○ 補助金の交付申請は、同一年度内において、1 補助対象者につき 1 回に限ります。